

18歳から狙われる！

～若者の消費者トラブル防止のためにできること～

民法改正により、2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。

成年年齢引き下げで何が変わったの？
契約トラブルに巻き込まれないための注意点は？

新成人だけでなく、保護者・祖父母・学校関係者など、
皆さんに若者の消費者トラブル情報教えます！



日時 2022年8月1日(月)
午前10時～11時30分(9時45分開場)
場所 芦屋市民センター401室
定員 60名(申込不要・直接会場へ)
※定員になり次第締め切り



講師 京都産業大学法学部教授 坂東 俊矢 氏

プロフィール

大学教授、弁護士、消費者支援機構関西(KC's)常任理事、消費者ネット関西副理事長。成年年齢引き下げをめぐっては、参議院法務委員会に参考人として招致され意見を述べるなど、日々消費者問題の現場に関わり続けている。

主催・問合せ 芦屋市 (地域経済振興課 ☎0797-38-2179)
芦屋市教育委員会 (公民館 ☎0797-35-0700)

新型コロナウイルス感染防止のため、以下の点にご留意・ご協力ください

- 自宅での検温(37度以上の発熱や風邪の症状がある場合は受講できません)
- 入室時の手指消毒、会場内でのマスクの着用(使用済みのマスクは持ち帰ってください)

※受講者名簿を作成しますので、下記の受講券にご記入の上ご持参ください。

なお、感染者が発生した場合には、名簿を芦屋健康福祉事務所など公的機関へ提出します。同意の上ご記入ください。(それ以外の目的には使用いたしません)。

受講者氏名	連絡先(携帯電話・メールアドレス可)